

## 青森・函館ツインシティ推進協議会規約

### (目 的)

第1条 この協議会は、青森市と函館市のツインシティ提携に伴う、文化、スポーツ、観光、経済等広い分野にわたる交流事業の積極的な推進を図り、もって青函両地域の活性化と一体的な発展を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 協議会の名称は、青森・函館ツインシティ推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交流事業計画の策定
- (2) 交流事業の推進及び支援
- (3) 要望活動及び広報活動
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要と認められる事業

### (組 織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

### (会 長)

第5条 協議会の会長は、青森市及び函館市の市長が交互にこれにあたり、その任期は1年とする。ただし、特段の事情がある場合は、協議会の承認を得て、別に定めることができる。

### (会長の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長に事故があるときは、その指名する者がその職務を代理する。

### (顧 問)

第7条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、会長が所在する市に置く

### (会議の開催)

第9条 協議会は、会長が所在する市において開催する。

### (経 費)

第10条 協議会に係る経費は、別途協議により定めるものとする。

### (会長への委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成元年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年11月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

青 森 市	函 館 市
青森市	函館市
青森市議会	函館市議会
青森商工会議所	函館商工会議所
青森市漁業協同組合	函館市内漁業協同組合長連絡協議会
青森農業協同組合	函館市亀田農業協同組合
(株) 青森銀行	(株) 北洋銀行函館中央支店
(株) みちのく銀行	津軽海峡フェリー (株)
東日本旅客鉄道 (株) 青森支店	北海道旅客鉄道(株)函館支社
(公社) 青森青年会議所	(一社) 函館青年会議所
あおり創生パートナーズ (株)	(公社) 函館法人会
(株) エフエム青森	函館山ロープウェイ (株)
青森市文化団体協議会	函館市文化団体協議会
(一財) 青森市スポーツ協会	(特非) 函館市スポーツ協会
青森大学	函館大学
青森公立大学	公立はこだて未来大学
青森市町会連合会	函館市町会連合会
青森市女性会議連絡会	函館市女性会議
(社福) 青森市社会福祉協議会	(社福) 函館市社会福祉協議会
(公社) 青森観光コンベンション協会	(一社) 函館国際観光コンベンション協会
(一社) 青森市物産協会	函館物産協会

別表 2 (第 7 条関係)

青 森 市	函 館 市
日本銀行青森支店長	日本銀行函館支店長
日本政策投資銀行青森事務所長	日本政策投資銀行函館事務所長
青森県企画政策部長	北海道渡島総合振興局長